

アスベスト対策情報

No. 21

1996年11月27日

発行 石綿対策全国連絡会議
〒108 東京都港区三田3-1-3Mビル8F 全国安全センター内
TEL 03-5232-0182 / FAX 03-5232-0183

石綿の国際表示

もくじ

◎石綿対策全国連絡会議 第10回総会議案	2
◎フランスもアスベスト禁止へ	10
◎健康管理手帳の交付対象業務拡大	12
◎健康管理手帳の運用細部事項	14
◎建築物の耐火吹付け材の石綿含有率の判定方法	17
◎アスベスト被害に補償金	25

石綿対策全国連絡会議 第10回総会議案

I 1995年度活動報告

1. はじめに

私達の運動は、1987年11月14日に結成されて以来10年目を迎えます。結成から今日までを振り返ると、国際的にはアスベストの発がん性が結成以前から問題になっておりましたが、結成前の日本では、アスベスト規制への運動が社会的に十分にとりあげられていませんでした。結成後、アスベストの有害性と健康被害実態について広く訴え、アスベスト規制の強化と被害者への救済、そしてアスベスト含有製品の非アスベスト製品への代替化を呼び掛けてきました。

アスベスト規制の強化については、1990年1月19日に「アスベスト対策の政策提言」を発表し、以降、「アスベスト規制法」制定運動に取り組みました。度重ねての集会、政党・各省への要請、各自治体議会での意見書採択運動、「アスベスト規制法制定を求める署名」運動等を行い、1991年4月24日には63万人のアスベスト規制法制定を求める署名を社会党・共産党に手渡しました。

翌年の1992年3月には、社会党の五島正規衆議院議員を中心に法制局と協議を重ねた結果「石綿製品の規制等に関する法律要綱」を作成、4月には「石綿の規制等に関する法律案」を作成、12月3日に社会党から議員立法で衆議院に提出されました。しかし、第125臨時国会の会期末、議院運営委員会での自民党の反対により、審議されずに廃案とされました。その後も国会再提出へ向け運動をおこないましたが、流動的な国会情勢から、今まで再提出は実現していません。

しかし、引続きアスベスト規制の強化を求めて粘り強く運動を行って来た結果、1989年の大気汚染防止法の改正（敷地境界での濃度規制10/10）に続き、1992年の「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針について」（1%以上の含有物にデーターシート）、1995年には労働安全衛生法施行令・労働安全衛生規則・特定化学物質等障害予防規則の改正（クロシロライト・アモサイトの使用禁止、含有率1%を超える製品を規制等）、1996年3月に健康管理手帳交付対象に石綿又は石綿製品製造取扱い業務を追加、1996年4月26日に大気防止法を改正して建築物の解体での飛散防止等を追加等、着実にアスベスト規制の強化を勝ち取ってきました。

とりわけ、1995年の労働安全衛生法関連政省令の改正は、日本におけるアスベスト規制の強化として評価できます。

2、1995年度の経過と総括

昨年の11月7日の総会後、同日同じ飯田橋のセントラルプラザにおいて「アスベスト被害と企業責任を問う11・7集会」をアスベスト規制法制定をめざす会との共催で行い、24団体101名が参加しました。集会では、アメリカのジャーナリスト、ポール・ブローダー氏からアメリカでのアスベスト企業責任追求する訴訟の歴史について講演をして頂きました。今後日本においても、昨年施行された製造物責任（PL）法との関連で企業責任の追求が問題となると思われます。こうした今後の運動において、ポール・ブローダー氏の講演は非常に参考となりました。講演後の各団体からの活動報告でも、運動の前進がみられました。

はじめに述べた様に、昨年の労働安全衛生法関連政省令の改正に引き続きアスベスト規制の強化を勝ち取って来ましたが、国際的にも、フランスが今年の7月3日に全面的なアスベストの禁止を決定し、アスベスト使用禁止の流れは強まっています。

日本における次なるステップとして、クリソタイルを含めた使用禁止が求められています。

1年を振り返ると、労働省・建設省・環境庁への申し入れを行うと共に、波型スレートのアスベスト粉じん飛散測定や建築物解体現場での飛散測定を実施、市民から寄せられた建材でのアスベスト含有の有無に関する問い合わせに応じると共に、11月17日の「生命のまつり」に参加してアスベストの有害性及び代替品の使用促進と大地震でのアスベスト粉じん飛散対策を訴えるなど、非アスベスト製品の普及にも努め、また、アスベストによる被災者への支援として、全日本造船機械労働組合から要請されました「住友・横須賀石綿じん肺訴訟の早期・公正な判決を求める団体署名」に取り組むなど、運動を進めて来ました。こうした運動においてとりわけ重要なものとして、昨年の阪神・淡路大地震によるアスベスト粉じんの飛散に対する地元兵庫県の市民による取り組みにより、アスベスト対策の遅れが地震により大気中のアスベスト粉じん濃度が極めて高濃度となつたこと、建築物でのアスベスト対策が重要な課題であることが明らかにされたことがあります。環境庁の現地調査でも高濃度のアスベスト粉じんが測定され、大気汚染防止法の改正へと結びついたと言えます。

しかし、依然として昨年のアスベスト輸入量は、191,475トン（1995年）と前年より4.2%の減にとどまっています。代替化の促進、製造物責任などの追求により実質的にアスベストの使用禁止をめざし、運動を強めて行くことが必要です。

3、主な活動

- 1995年11. 7 第9回総会後「アスベスト被害と企業責任を問う11・7集会」を開催。
- 96年 1.10 カキウチ㈱マテリアルズ営業部との話し合い
- 2. 1 第1回運営委員会
- 2.26 「住友・横須賀石綿じん肺訴訟の早期・公正な判決を求める団体署

名」に取り組みました。

- 3. 8 環境庁へ地震でのアスベスト飛散対策及び大気汚染防止法改正等に関する要請。
- 3. 14 建設省・労働省へアスベスト規制強化について要請。
- 4. 10 第2回運営委員会
- 5. 28 第3回運営委員会
- 7. 24 築地魚市場波型スレート飛散測定調査
- 9. 15 粘土瓦関東東北ブロック会議に温品事務局次長派遣
- 10. 8 建築物解体現場飛散測定調査
- 10. 9 2回目築地魚市場波型スレート飛散測定調査
- 10. 15 第4回運営委員会
- 11. 17 「生命のまつり」に参加

4、行政の動き

昨年の「労働安全衛生法施行令の一部改正」「労働安全衛生規則及び特定化学質等障害予防規則（特化則）の一部改正」により、アモサイト（茶石綿）とクロシドライト（青石綿）の輸入・製造・使用禁止、石綿製品を含有率1%を超える物へと拡大、建築物の解体前に石綿等の事前調査と記録、耐火・準耐火建築物での吹き付け石綿除去作業の事前届出等アスベスト規制が強化されました。その後も今年に入り、大気汚染防止法の改正や健康管理手帳交付対象業務の拡大、建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法の確立等がなされました。また、環境庁のPRT R（排出源から排出又は移動される潜在的に有害な汚染物質のリスト化）の検討や建築基準法改正の動き等もみられます。

しかし、一方では、JIS規格では、従来の石綿スレートとの表示が単にスレートと変えられるなど、アスベスト隠しが進んでいます。さらには、建設省監修の「耐火防火構造・材料等便覧」の不燃番号等にあっては、建設大臣認定時にアスベストを含有していた場合でも、その後非アスベストとなつたとしても認定番号は変わらないことから、アスベスト含有建材か非アスベスト建材かの区別が同便覧からは不明な場合が生じています。したがって、工場出荷段階の梱包毎の表示の見直しと同時に、業界が自主的に行っている個別表示のaマークを義務付ける必要があります。

(1) 労働省の動き

① 健康管理手帳交付対象業務の拡大

1996年3月に労働安全衛生法に基づく健康管理手帳の交付対象業務が拡大され、従来の9業務に新たに3業務が追加されました。アスベスト関連では、「石綿（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務が該当し、交付要件として、「両肺野に石綿による不整形陰

影があり、又は石綿による胸膜肥厚の陰影があること。」とされています。他の業務の多くが業務歴を問われているのに対して、アスペストに関する業務では業務歴は問われてません。

② 建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法

昨年の労働安全衛生法関連政省令の改正により、吹付け材に石綿が1%を超えて含有しているか否かについて設計図書等で調査できない場合は、定量分析を行うこととされています。この定量分析の方法について3月29日に通達が出されました。

判定方法として、試料採取場所と位置や採取方法、石綿の有無の確認方法、含有率の判定方法が指示されています。

③ 安全衛生法5・7条の表示問題

3月14日の労働省への要請の際に、労働省は表示について見直しを検討中であり、従来の「吸いすぎに注意」的な表示内容を改めるとしています。

(2) 建設省の動き

3月14日の建設省への要請の際に、建設省が発注する工事においては非アスペスト製品を使用していること、建築基準法での石綿スレート及び石綿パーライト板が記述されていることに対して、現行の例示規定から性能規定への変更を検討していることにより削除される可能性を示しました。又、石綿波型スレートの踏み抜き等の事故が多いことからも屋根材として不適切であるとの指摘に、構造上もうろくなり易い材料については検討をするとしています。しかし、建築基準法問題では、性能規定に変わったとしても、政令等で例示が示されることも考えられており、政令での例示においてもアスペスト製品を外せることが重要です。

(3) 環境庁の動き

① 大気汚染防止法の改正

4月26日に大気防止法が改正され、建築物の解体等によるアスペスト粉じん排出が規制の対象となりました。又、条文中「特定粉じん排出作業」を、「吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの」としています。建設省は、1年かけて「飛散性の高いもの」を定めるとしています。

又、P R T R の日本での制度化に向けての検討が始まられています。

5、業界の動き

昨年の日本でのアスペスト消費量は、191,475トンと前年より4・2%の減にとどまり、旧ソ連圏を除くと依然として世界トップの水準です。自動車での非アスペスト化の達成など代替化が進められているにもかかわらず、高い消費量となっていることは、消費量の大部分を占める建材での使用が禁止されていないからです。しかも

昨年の阪神・淡路大地震で日本瓦が重く被害を広げたとの誤った認識により、アスベスト含有屋根材の需要が伸びています。日本瓦の業界もこうした風潮に危機感を強めています。

石綿協会も依然として「石綿の安全性」を主張しています。しかし、多くの企業では代替化を進めており、私たちの代替品収集においても多くの企業が協力をしていただいている。旭化成建材(株)・昭和電工建材(株)・ニッテツアスク(株)によるゼロアスベスト押出成形板工業会が設立されていますし、東京厚形スレート工業組合では非アスベスト運動に取り組まれています。アスベストを扱う企業においても、むしろアスベストの全面的使用禁止を望む声すらあります。

6. 國際的動き

今年の7月3日にフランス政府がアスベストの使用禁止を決定しました。大型トラック用ブレーキや消防服など一部の除外がありますが、石綿セメント製品を含めて、製造、輸入、販売が禁止されました。ヨーロッパでは、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランド、オランダ、ドイツ、スイス、イタリア、オーストリアに次ぐ禁止です。EUでも禁止を巡って賛否が問われており、禁止派のこうしたEU加盟国と、イギリス、フランス、ベルギーなどの禁止反対派で対立していました。全面的使用禁止に反対しているイギリスにおいてさえ、アスベストの使用量は1万トンを切っています。日本の20万トン近い使用量とは比較にならないと言えます。そのイギリスでアスベスト被害の中皮腫による死亡が増加し、2020年には3000人を超えると推測され、社会的問題となっています。禁止反対派の一角であったフランスが禁止を決めたことは、今後、EU全体での禁止に弾みがつくと思われます。

7. アスベスト被害者支援等の取り組み

「住友・横須賀石綿じん肺訴訟の早期・公正な判決を求める団体署名」への取り組みをはじめ、建材でのアスベスト含有の有無、判定方法や対策などの市民からの問い合わせに応じてきました。

世界最大のアスベスト製造量を誇っていたアメリカのジョンズ・マンビル社(1982年に破産。その後、補償請求を処理するため信託基金が設立されている)に、海を越えて行なっていた補償請求に対して、今年8月、6年ぶりに第1陣の支払提案が届きました。日本から請求を行なっていた遺族や重症の被害者11人に、825~6600ドルを支払うというものです。石綿対策全国連などの呼び掛けにより、日本から約100人が請求を行なっており、今後、第2陣以降の提案がなされるものと思われます。

又、会員においては、建築物でのアスベスト使用のチェックや、造船・自動車・建設等の労働者での被災者の掘り起こし、書籍・刷子の出版等様々な運動が展開されています。石綿対策全国連絡会議は、各会員間の協力と交流に努めてきました。

8. 公報活動

昨年11月7日、第9回総会後「アスベスト被害と企業責任を問う11・7集会」を開催しました。11月17日の「生命のまつり」に参加し、アスベスト製品、非アスベスト製品、阪神・淡路大地震でのアスベスト問題のパネル等を展示。

アスベスト対策情報№20（5月8日）、№21を発行しました。

9 組織の強化

アスベスト規制法制をめざす会の会員に石綿対策全国連の会員になって頂くよう取り組んできました。集会等で会員になって頂くよう呼び掛け、新規に会員になって頂いた方がある反面、脱退する会員も見られます。今後、運動を強めていく中で会員の拡大を進めて行く必要があります。

II 1996年度活動方針

1. はじめに

ようやく日本でもアスベスト規制が強化されつつありますが、全面的使用禁止には至っていません。アスベストの代替化促進を含め、実質的にアスベストが使用禁止となるように、そしてアスベスト規制法が制定されるよう運動を強めて行きます。

又、イギリスでの中皮腫の増加に見られるように、日本でも今後アスベスト被害の拡大が推測されます。肺がん死亡者ががん死亡者の中でトップになり増加していること、日本のアスベスト消費量の9割を占めている建材を取り扱う建設労働者のじん肺が年々増加しており、建設業における職業病の3分の1弱が「じん肺及びじん肺合併症」であることを見るならば、事態は深刻さを増しています。

規制の強化、被災者の掘り起こしと支援の強化へ向け、今年度も運動を強めて行きます。

2. 行政への働き掛け

①建設省 建築基準法・同施行規則からの石綿スレート、石綿パーライト板の削除を引き続き求め行きます。又、石綿スレートが屋根材としては不適確であることを含め代替促進について要請を強めていきます。

更に、アスベスト建材の代替化の促進へ向けた施策の実施を求めて行きます。

②労働省 アスベスト吹付け及びアスベスト含有成型板使用建築物での規制の強化、アスベスト吹付けの全面的禁止、ILO条約の早期批准、個別表示を含めた表示の早期見直し及び行政指導で行なっているMSDS制度の法制化、クリソタイルを含めたアスベストの使用禁止、労働災害でのアスベスト暴露実態調査及び被災者の掘り起しと救済を求めて行きます。

③環境庁 大気汚染防止法における「特定粉じん排出作業」に石綿スレート等成

型板を扱う作業を含めるよう要求していきます。

- ④通産省 代替化の促進へ向け、代替品製造メーカーへの助成と普及への支援及び消費者への情報提供を求めて行きます。

3、業界等への働き掛け

- ① アスベスト製品製造企業へ代替化を要求し、又、代替製品に対する普及の促進を進めて行きます。その為に、非アスベスト製品製造企業及び団体と積極的に連携を強めて、ノンアスベストフェアの実施を呼び掛けて行きます。
- ② 建設業界へ建築での非アスベスト化を要請して行きます。

4、アスベストによる被災者への支援活動

アスベスト被災者の救済へ向け引き続き支援活動を強め、地域的支援体制の確立へ向け体制を整備していきます。

5、集会及び広報活動

シンポジウム、集会、非アスベスト製品の展示等を行なうと共に、「アスベスト対策情報」の発行、「めざす会ニュース」発行への協力を行なって行きます。

6、組織の強化拡大

アスベスト規制法制定をめざす会との組織的整理を今後も検討して行くと共に、石綿対策全国連絡会議の組織強化拡大を図って行きます。又、組織運営の在り方についても検討し、会員各位の運動の強化と、石綿対策全国連絡会議の活性化を図って行きます。

7、会費等について

会費は、従来どおり、団体会員の中央単産等が年間10,000円、その他団体会員は年間5,000円、個人会員は年間2,000円とします。会費には「アスベスト対策情報」1部の代金を含みます。

シンポジウム及び集会の参加費については、年2回以上行なう場合は、2回目以降は500円とします。

III 1996年度役員案

代表委員	加藤 忠由	(全建総連委員長)
	高嶋 良充	(自治労副委員長)
	富洋子	(日本消費者連盟運営委員長)
	広瀬忠弘	(東京女子大学教授)
事務局長	古谷 広一	(全国安全センター)
同次長	温品	(アスベスト根絶ネットワーク)
	伊藤 彰	(全港湾)
	里見 秀俊	(全建総連)
運営委員	岩本伸一	(自治労)
	山本潤一	(日教組)
	清水正徳	(全造船機械)
	後藤象次郎	(全建総連)
	安田節子	(日本消費者連盟)
	西田隆重	(神奈川労災職業病センター)
	西安江祐	(全国じん肺弁護団連絡会議)
	信太忠二	(個人)
会計監査	仁木由紀子	(労災職業病被災者全国連絡会議)
	平野敏夫	(東京東部労災職業病センター)

フランスもアスベスト禁止へ！

仮もアスベストを禁止

【パリ支局】**【白】**「フランス政府は三日、肺がんなどを引き起こすアスベスト（石綿）を含む建材などの販売、輸入、使用を、来年一月から禁止すると発表した。アスベスト禁止は欧洲で八カ国目。仮ではアスベストが原因と見られるがんによる死者は年間約二千人と推定されている。建材をはじめ、アスベストを含む物質の販売などは全面的に禁止されるが、消防士の防火服などは例外とされている。

フランスでアスベスト使用禁止の運動を進めてきた「アスベスト禁止フランス」のパトリック・ハーマン氏から以下の報告が寄せられました。

「朝日新聞」1996年7月4日（朝刊）

アスベストの有害性は今世紀初頭からよく知られていた。一九六〇年には病気の全貌、特にアスベストの発がん性が明らかになった。

アスベストに反対する意見の潮流は一九七五年から一九八〇年の間にパリのジュソー大学から起つた。数人の医師がアスベストに反対する論陣を張り、多くの新聞が報道した。この圧力の下でフランス政府は最初の規制法を成立させざるを得なくなつた。これら

ト産業は大量のアスベストを販売し続けると同時に、非常に強力な情報操作を行ない、他の国々がアスベストを禁止しているのに、フランス政府には「アスベストの管理された使用」を擁護するよう仕向けた。

一九九〇年に私たちがアスベスト反対運動を開始したとき、最初の目的はこのスキヤンダルをマスコミに載せることだつた。これは容易なことではなかつた！ 新聞がこの問題に興味を示すまで大変な努力が何年もかかつた。ところが一九九五年にル・モンド紙が最初の記事を掲載すると、他の新聞、ラジオ、テレビが一斉にアスベストに関するニュースを報道し始め、それ以来ニュースの大洪水になつた（数百の記事が出ている）。

同時に、私たちは新しい国際ネットワーク「アスベスト禁止」の組織化に着手し、一九九一年と九二年にはヨーロッパ議会で、九三年にはイタリアの八カ国が使用を禁止している。

アスベスト根絶ネットワークの調査によると、すでにノルウェー、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ドイツ、スイス、イタリア、オランダの八カ国が使用を禁止している。

局の無関心とがあいまつて、アスベス

フランスから

ミラノで、九四年にはブラジルのサンパウロで集会を開いた。これで私たちは闘いの第一ラウンドに勝利した。

私たちの第二の目的は、「アスベスト常設委員会」と呼ばれるアスベスト産業のロビート活動の信用を決定的に失墜させることだつた。その委員会には政府の代表、御用学者（不幸なことに）労働組合、そしてもちろんアスベスト産業が参加していた。この委員会の真の機能を明らかにする大キャンペーンが展開されたのは一九九五年だつたが、これによつて、政府代表と、最も有力な労働組合がアスベスト常設委員会を脱退した。これが第二ラウンドの終わりだつた。

次いで、「アスベスト被害者支援協会（ANDÉVA）」を作る作業が始まつた。多くの努力の後、この協会は一九九六年二月に結成された。結成が発表されると、政府は新たな規制法、特にアスベストを吹きつけたビルの

徹底的な調査について定めた規制法を制定した（注）。最終舞台は法的措置

だつた。一九九六年六月、「被害者協会」はアスベスト産業と当局を殺人罪

・毒殺罪などで告訴した。二日後、フ

ランス厚生省はアスベスト禁止を発表

した。お分りのように、協会の非常に

強い圧力と、マスコミの継続的な関与

が決定的だつた。

もちろん、闘いはまだ解決したわけ

ではない。なさねばならないことはた

くさんある。被害者の費用は誰が払う

のか（私たちの立場では、もちろんア

スベスト産業が支払うべきだ）。ビル

の除染費用は？ アスベスト廃棄物は

どうするのか？ アスベスト産業の労

働者はどうするのか（大量解雇の危険性がある）？ 私たちはアスベスト問題が全世界に関わることも忘れていい。闘いは終わっていないが、大きな

仕事を成し遂げたと思っている。

（注）ビル所有者に、免許を持つた専門業者による屋内空気中のアスベスト濃度の測定を義務づける新政令が公布された。基準を超えている場合には十二カ月以内に改善工事を行なわなければならない。

フランス厚生省の最近の報告によるところ、フランス国内で年間六〇〇人以上がアスベストが原因の胸膜中皮腫で死亡しているとみられ、その数は今後長期にわたつて三年ごとに二五%の割合で増加するという。

フランスでは被害者の家族らによる損害賠償請求訴訟が相次いでいる。将来被害が多発することは一九七九年の段階ですでに明らかだつたにもかかわらず、フランス政府は有効な対策を何ら取らなかつたことから、アスベスト問題を「第二の薬害エイズ」として追及する動きが広がつてゐる。

「「地球号の危機」ニュースレター（大
竹財団）九六年八月号より」

労働安全衛生法に基づく 健康管理手帳の 交付対象業務が拡大されました。

労働省作成
パンフレットより
転載

がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務のうち、一定の業務に従事して、一定の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に住所地の都道府県労働基準局長に申請することにより、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関又は健康診断機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年に2回(じん肺の健康管理手帳については年に1回)無料で受けることができます。

今般、交付対象として拡大された業務と交付要件は次のとおりです。

交付対象として拡大された業務	交付要件
製鉄用以外のコークスを製造する業務（コークス炉上において若しくはコークス炉に接して行う業務に限る。）	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
石綿（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務。	両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚の陰影があること。
ジアニシジン及びその塩（これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3月以上従事した経験を有すること。



労働安全衛生法に基づく 健康管理手帳の 交付申請について

健康管理手帳の交付対象業務に従事した経験があり、かつ交付要件に該当する方は、次の方法で健康管理手帳の交付を申請することができます。

必要な書類等
(1) 健康管理手帳交付申請書（様式第3号） 申請先においてあります。どの業務でも必要です。
(2) 手帳の交付対象業務に従事していたことを証明する書類 ① 事業者による従事期間証明書 ② ①が得られない場合、当該業務に同時期に従事していた者、その他当該業務に従事していたことを証明できる者2名以上の証明書 ③ ①及び②のいずれも得られない場合、本人において記述した申立て書及び誓約書
(3) 石綿業務の場合は(1)及び(2)の書類に加えて次の①又は②のどちらかが必要です。 ① 胸部エックス線写真及び不整形陰影又は胸膜肥厚の陰影がある旨の記述のある医師による診断書（同様の所見の記載のある特定化学物質等健康診断個人票又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可） ② じん肺管理区分が管理2以上のじん肺管理区分決定通知書の写し及び当該決定の際に都道府県労働基準局に提出されたじん肺健康診断結果証明書の写し
注1 粉じん作業については、(2)及び(3)は必要なく、じん肺管理区分決定通知書（管理3イ又は管理3ロ）の写しが必要です。 注2 じん肺健康診断結果証明書及びじん肺健康診断において撮影されたエックス線写真は7年間、石綿に係る特定化学物質等健康診断個人票は30年間、事業者に保存義務があります。
申請先及び問い合わせ先
住所地を所管する都道府県労働基準局の安全衛生課又は労働衛生課



労働安全衛生法に基づく健康管理手帳について

がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務のうち、次の表の左欄の業務に従事して、表の右欄の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に住所地の都道府県労働基準局長に申請することにより、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関又は健康診断機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年に2回（じん肺の健康管理手帳については年に1回）無料で受けすることができます。

今般、交付対象として拡大された業務は、次の太字の業務です。

業務	要件
1 ベンジシン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3月以上従事した経験を有すること。(注1)
2 ベータ-ナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	
12 ジアニシシン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	
3 粉じん作業（じん肺法（昭和35年法律第30号）第2条第1項第3号に規定する粉じん作業をいう。）に係る業務	じん肺法の規定により決定されたじん肺管理区分が管理3であること。
4 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。)	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
5 三酸化砒素を製造する工程において煤焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の3パーセントを超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナワルド法により精錬する業務	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
6 コークス（注2）又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務（コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。）	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
7 ピス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
8 ベリリウム及びその化合物(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあっては、ベリリウムをその重量の3パーセントを超えて含有するものに限る。)を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。)	両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。
9 ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務(太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場における業務に限る。)	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
10 塩化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離機を用いてボリ塩化ビニル(塩化ビニルの共重合体を含む。)の懸濁液から水を分離する業務	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
11 石綿(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務。	両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚の陰影があること。

注1 ベンジシン、ベータ-ナフチルアミン又はジアニシシンに関する業務の従事期間を合計すれば3月以上となる方は交付要件を満たします。

注2 従来は、製鉄用コークスの製造に関する業務のみが手帳の交付対象となっていましたが、今回、製鉄用以外のコークスを製造する業務も対象に加えられました。

▶ このリーフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働基準局、労働基準監督署または中央労働災害防止協会広報部（☎03-3452-6841）までお願いいたします。

3業務追加された健康管理手帳 運用の細部事項が判明

労働安全衛生法(安衛法)第67条に基づく健康管理手帳の交付対象業務が、本年(1996)3月27日から拡大されている。拡大されたのは次の3業務で、各々以下の交付要件が必要とされる。

- ① 製鉄用以外のコークスを製造する業務(コークス炉上において若しくはコークス炉に接して行う業務に限る)→交付要件:当該業務に5年以上従事した経験を有すること。(注:「製鉄用」はすでに対象業務に含まれている)
- ② 石綿(石綿をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務→交付要件:両肺野に石綿による不整形陰影があり、または石綿による胸膜肥厚の陰影があること。
- ③ ジアニシジンおよびその塩(これらのものをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、または取り扱う業務→交付要件:当該業務に3月以上従事した経験を有すること。

改正政省令の内容

これは、昨年12月にまとめられた「健康管理手帳交付対象業務等検討結果報告」(座長・館正知労働福祉事業団医監、6名の委員からなる検討会を受けたもので、労働安全衛生法施行令(安衛令)の一部を改正する政令(平成8年政令第60号)および労働安全衛生規則(安衛則)の一部を改正する省令(平成8年労働省令第11号)が、各々本年3月

27日に公布、即日施行されたものである。

具体的には、改正政令によって、安衛令第23条に上記3業務が追加され、改正省令によって、安衛則第53条第1項に上記の交付要件が定められた。

また、改正省令により、上記②の「石綿」および従前から適用対象業務であった「ペリリウム」(交付要件は、両肺野にペリリウムによる慢性の結節性陰影があること)に関しては、健康管理手帳交付申請書に添付すべき健康管理手帳の交付要件に該当する事実を証する書類には、胸部のエックス線直接撮影による写真のほか、新たに、特殊なエックス線撮影による写真が含まれるものとされた(安衛則第53条第3項)。

この場合の細部事項については、「平成8年3月27日付け基発第156号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令および労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」」で、次のように示されている。

「不整形陰影」は、じん肺法第4条第1項の表中の「不整形陰影」と同じものをいうものであること(注:旧(じん肺)法で異常線状影といわれていたものを含めたものであり、主に線状、細網状、線維状、網目状、蜂窩状、斑状の影をいう—昭和53年4月28日付け基発第250号)。また、「不整形陰影があり」とは、不整形陰影としてのエックス線写真上の像が同項に定める第1型以上であるものをいうこと(注:第1型=両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの)。

「胸膜肥厚」とは、石綿粉じんの胸膜への到達によって形成されるものであり、「胸膜肥厚の陰影」とは、エックス線写真上の胸膜肥厚像、胸膜斑(プラーク)または胸膜の石灰化像(石灰化斑)があること。

「特殊なエックス線撮影」は、断層撮影、斜位撮影、コンピューター断層撮影等をいうものであること。

改正省令では、さらに、上記②の「石綿」に係る健康管理手帳の様式および健康診断実施報告書の様式が、それぞれ、様式第8号(10)(安衛則第54条関係)および様式第9号(10)(安衛則第57条関係)として定められた。なお、上記①の「コークス」の場合は、従前の「製鉄用コークス」と同じく様式第8号(5)および様式第9号(5)、上記③の「ジアニシジン」の場合は、「ベンジン等」用の様式第8号(1)、様式第9号(1)である。

タイトルに偽りあり

健康管理手帳は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、安衛令第23条で定めるものに従事していた者のうち、安衛則第53条第1項で定める交付要件に該当する者に対し、離職の際にまたは離職の後に交付するものである(安衛法第67条第1項)。

ただし、該当者に当然に交付されるのではなく、該当者が、健康管理手帳交付申請書(様式第7号)に交付要件に該当する事実を証する書類を添えて、所轄(離職後の場合はその者の住所を管轄する)都道府県労働基準局長に申請することによって、当該都道府県労働基準局長が交付する(安衛則第53条第2項、第3項)。

以前あった健康管理手帳の交付申請の期間の制限はすでに撤廃されており(昭和51年6月18日付け基発第464号)、今回の改正省令においても離職時期等の制限は示されていないので、過去に離職した者も含めて、上述の交付要件に該当する者は、本年3月27日以降、申請をすれば健康管理手帳を交付されることになった。しかし実際にには、細部に係る運用通達の発出が遅れ、また、新し

い様式の印刷等も遅れたため、現実の運用が開始されるのは11月頃からになると思われる。

行政手続法との関係で言うと、健康管理手帳の交付は「申請に対する処分」に該当し、審査基準は「法令で明確→安衛則第53条第1項」、標準処理期間は「1か月」とされている(1995年10月号参照)。

前出の平成8年3月27日付け基発第156号では、「なお、単価等健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の細部事項については、追って通達すること」とされ、平成8年7月23日付け基発第476号「健康管理手帳所持者に対する健康診断(追加)の実施について」が示された。これによって、昭和47年9月30日付け基発第653号「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」の別添「健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱」(「健康診断実施要綱」)、および、昭和47年11月29日付け基発第762号「健康管理手帳所持者に対する健康診断実施の運営について」(「運営通達」)の両者が、一部改正された。

しかし、この通達が言わばタイトルに偽りありで、「健康診断の実施」についてだけでなく、行政手続法上の「審査基準」等に該当する内容を含んでいる。「運営通達」この通達は「安衛法便覧」等市販の関係書籍にも掲載されていないので、運営通達本文との関係が定かでないが一の別紙3が改正されたのであるが、ここには、(再)交付申請書の申請・審査などの手続について「取扱上の注意事項」として細かく指示しているのである。別紙3は、①交付の手続、②書換の手続、③再交付の手続について、「取扱上の注意事項」が表形式で記載されているが、①交付の手続の内容について、以下に紹介しておく(様式類は省略)。

申請・審査の手続

●安衛則第53条第3項

○「交付の申請」(健康管理手帳の交付を受ける者の行う事項)

- 1 健康管理手帳交付申請書(安衛則様式第7号)によること。
- 2 添付書類等:事実を証する書類等

健康管理手帳の運用細部事項

3 事業者が申請事務を代行するよう指導すること。

●安衛則第53条第2項

○「申請書の受付け」

(都道府県労働基準局長の行う事項)

添付書類については、次によること。

- 1 ベンジン等業務、クロム酸業務、三酸化砒素業務、コールタール業務、ビス(クロロメチル)エーテル業務、ペリリウム業務、ベンゾトリクロリド業務および塩化ビニル業務の場合

(1) 事業者の証明

(2) (1)がない場合、当該業務に同時期に従事していた者、その他当該業務に従事していたことを証明できる者2名以上の証明書

(3) (1)および(2)のいずれもない場合、本人において記述した申立書および誓約書

- 2 粉じん業務の場合、じん肺法第14条第1項の決定通知書(以下「じん肺管理区分決定通知書」という)の写し

- 3 石綿業務の場合、1に掲げる書類に加え、次の(1)または(2)のいずれかの書類等

(1) 胸部エックス線写真若しくは特殊なエックス線撮影による写真および不整形陰影若しくは胸膜肥厚の陰影がある旨の記述等のある医師による診断書(同様の記載のある特定化学物質等健康診断個人票の写しまたはじん肺健康診断結果証明書の写しでも可)

(2) 管理2以上のじん肺管理区分決定通知書および当該決定に関して都道府県労働基準局長に提出されたじん肺健康診断結果証明書の写し

○「申請書の審査」

(都道府県労働基準局長の行う事項)

1 事業場への照会、局の保存書類との照合等により申請内容を確認すること。

2 申請者が従事していた事業場が現存しない場合等には、確認に相当の困難が予想されるが、添付書類についても、必要に応じ弾力性のある処理を考慮する等により要件を満たす者に手帳が交付されないことがないよう留意すること。

3 石綿に係る申請書の受け付けの取扱上の注意事項の3の(1)または(2)の審査については、次のとおりとする。

(1) 胸部エックス線写真または特殊なエックス線写真による写真の提出のあった者については、地方じん肺診査医等専門的な知識を有する医師に不整形陰影または胸膜肥厚の陰影があることの確認を求め、あるものについては、手帳を交付するものとする。

(2) じん肺管理区分決定通知書の提出があったものについては、当該じん肺管理区分が管理2以上であり、かつ、じん肺健康診断結果証明書の「4. エックス線写真の像」の欄の「イ. 小陰影の区分」の不整形陰影の欄に1/0以上の記載があるもの若しくは「ハ. 付加記載事項」の欄中plc若しくはplcの項目が選択されているものについては、手帳を交付するものとする。

○「手帳の交付の拒否」

(都道府県労働基準局長の行う事項)

審査の結果、手帳の交付を行えない場合には、その旨を申請者に対し通知するとともに、添付書類等を返却するものとする。

なお、この場合、行政手続法上の「許認可等を拒否する処分」を行うこととなることから、拒否の理由も併せて通知すること。その具体的手続については、平成6年9月30日付け基発第612号の記の第2の1(4)によること(注:1995年10月号12頁で解説した内容)。

○「健康管理手帳、健康管理手帳台帳および交付簿の作成」(都道府県労働基準局長の行う事項)

1 様式第3による台帳と様式第4による交付簿を作成すること。

2 手帳、台帳、交付簿の番号は、各局別、種類ごとに別紙の番号を頭に一連番号とすること。

●安衛則第55条、第56条

○「交付、健康診断、受診の勧告等」

(都道府県労働基準局長の行う事項)

1 手帳の交付の再、申請者に対し、所定の健康診断を受けるよう勧告するとともに、健康診断の項目、回数、実施時期、委託医療機関の所在地、所定の健診項目の範囲内の検査について

費用を負担する必要のないこと。住所地の都道府県下の医療機関において受診すること等を通知すること。

- 2 申請が、最終事業場(当該業務に従事した事業場が2以上ある場合は最近時の事業場)を所轄する都道府県労働基準局になされた場合において、当該局が申請者の住所を管轄するものと異なるときは、台帳を当該申請者の住所を管轄する局に移管すること。その際、台帳の写しを保存すること。

なお、この場合にあっては、手帳の交付にあたって申請者に、住所を管轄する局へ委託医療機関等について問い合わせるよう指導すること。

- 3 台帳の移管を受けた局は、交付簿に記入するとともに、本人に対して、委託医療機関の所在地等を通知すること。

なお、手帳番号については局における整理の都合上新しい番号をつけることは差し支えないが、最初の交付時の番号はそのまま残すこと。

●安衛則第53条第2項

○「手帳の受領」

(健康管理手帳の交付を受ける者の行う事項)
受領印をとること。

いずれにしろ、これで申請・審査等の手続が明らかになったので該当者の手続を進めたい。なお、じん肺健康診断結果通知書およびじん肺健康診断において撮影されたエックス線写真は7年間、石綿に係る特定化学物質等健康診断個人票は30年間、事業者に保存義務がある。

健康診断も改善を

ところで問題は、健康管理手帳の交付を受けることの意味、メリットであるが、指定された医療機関または健康診断機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年に2回(じん肺の健康管理手帳については年1回)、無料で受けることができるということである。

このうち、「指定された医療機関または健康診

断機関」という限定は、法令上の根拠はなく、行政の運用上の都合で限定しているだけなのである(前出の「運営通達」によると思われる)。「指定機関に限定」していることが、このメリットを失わせる最大の問題であると言ってよい。

同様の運用がなされていた労災保険のアフターケア制度については、1995年4月から、すべての労災指定医療機関・労災指定薬局において受けられるようになった(平成7年3月31日付け基発第168号「『労働福祉事業としてのアフターケア実施要領の制定について』の一部改正について」による)。これは法令を改正せずに行政通達を改正するだけで実現できたものであるが、健康管理手帳制度についても同様に、行政通達の改正だけで対処できるものであり、一刻も早く実現してもらいたい。

健康診断の回数、項目について定めたのが前出の「健康診断実施要綱」である。今回は追加された3業務のうち、「コークス」については従前の「製鉄用コークス」の場合と同じ項目、「ジアニシジン」については「ベンジジン等」と同じ項目が適用されることになり(省略)、「石綿」についての項目は以下のとおり、新たに定められた(回数はいずれの場合も6か月に1回)。平成8年7月23日付け基発第476号。同項は、前出の「運営通達」で医療機関と委託契約を締結するときの契約内容、健康診断費の単価等についても示している)。

- 1 業務の経歴の調査
- 2 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査
- 3 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状または自覚症状の有無の検査
- 4 胸部のエックス線直接撮影による検査
- 5 胸部のエックス線直接撮影の結果、異常な陰影(石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く)がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊な撮影法による胸部のエックス線写真による検査、喀痰の細胞診または気管支ファイバースコピーチェック若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検および病理学的検査)



基発第188号
平成8年3月29日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について

特定化学物質等障害予防規則第38条の10に規定する石綿等の使用箇所及び使用状況に関する調査については、平成7年2月20日付け基発第76号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則及び特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」をもって通達したところであるが、同通達第3のⅡの6の(6)において「石綿の吹付けが行われているものについては、吹付け材が石綿を1パーセントを超えて含有しているか否かについて設計図書等により調査ができない場合は、定量分析を行う必要があること。」としているところである。

今般、設計図書等により調査ができない場合の石綿含有率の有効な判定方法について労働省が委託した調査研究において、別紙のとおり判定方法が確立されたところである。

については、貴局に登録されている作業環境測定機関並びに労働安全衛生規則第90条第5号の2に規定する作業を行う事業者及び関係事業者団体に対して周知を図る等その的確な対応に遺憾なきを期されたい。

なお、関係事業者団体等に対して、別添のとおり、要請したので了知されたい。

建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法

第1 判定方法の適用

本判定方法は、建築物の耐火等吹付け材に石綿が1パーセント（重量パーセント。以下同じ。）を超えて含有されているか否かの判定を行う場合について適用するものであること。

第2 試料の採取方法等

1 必要な機器及び用具

(1) 試料採取のための用具

清浄な、チャック付きのプラスチック袋又はふた付き容器（いずれも容量が50ml以上の中のものに限る。）

(2) 使い捨て手袋

(3) 粉じん飛散防止剤及びそれを噴霧するための噴霧器

(4) 防じんマスク

2 試料採取場所と位置

建築物の耐火等吹付け施工面において、3箇所以上の場所から試料を採取すること。

特に、体育館等1フロアの施工面積が3,000m²以上である建築物の場合は、約600m²ごとに1試料を採取すること。

また、試料の採取位置については、図1及び図2を参考にすること。

3 試料採取方法

(1) 試料採取量

1箇所における試料の採取量は、9cm³（例：3cm×3cm×1cm）以上とすること。

(2) 試料採取方法

イ 使い捨て手袋を使用して、目的の採取場所から試料を採取し、上記1の(1)に定める試料採取のための用具に入れる。

ロ あらかじめ設定した複数箇所について試料を採取し、同一試料採取容器に入れた後に、密封する。

ハ 上記ロの密封した容器に、①試料番号、②採取年月日、③採取建築物名、④採取場所、⑤その他特記事項を記録すること。

第3 試料中の石綿の有無の確認方法

1 試料の粉碎

乳ばち（アルミナ製で、直徑15cm程度のもの）又はウィレー粉碎機（目開き $500\mu\text{m}$ のもの）を用い、前記第2で採取した試料をその中に入れ、粉じんが飛散しないよう注意しながら、十分に混合、粉碎する。

2 試料の前処理

- (1) 上記1の粉碎試料約100mgを秤量し、容量が200mlのコニカルビーカーに入れ、純水40mlを加える。次に、メスフラスコ中で20パーセントに希釀したギ酸水溶液を調製し、そのうち20mlをこのコニカルビーカーに添加する。
- (2) 超音波洗浄器を用いて粉碎試料を約1分間分散させた後、30°C±1°Cに設定した恒温槽に入れ、30秒かくはん、1分30秒静置する操作を6回繰り返す。
- (3) 直径25mm又は47mmのガラスフィルターベースを有する吸引ろ過装置にポアサイズ $0.8\mu\text{m}$ のセルローズエステル白色メンブランフィルター（当該ガラスフィルターベースに適合する径のもの）を装着し、処理後の溶液を吸引ろ過する。なお、フィルターは吸引ろ過時にしわにならないように十分水分を含ませた後に、吸引ろ過装置のフィルターホールダー（ガラスフィルターベース）にセットする。
- (4) フィルターを取り出し、自然乾燥させること。
- (5) 乾燥後、酸処理による溶解残さを次の3の分散染色法による分散色の確認用の試料とする。

3 位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認

- (1) 清拭したスライドグラス上に分散染色用浸液（ $n_{\text{D}}^{25^\circ} = 1.550, 1.680, 1.700$ ； $n_{\text{D}}^{25^\circ}$ とは 25°C における浸液の屈折率を表す。）をそれぞれ滴下し、上記2で調製した試料をピンセットでとり、浸液と十分に混ぜ合わせ、清拭したカバーガラスをかぶせる。
- (2) 位相差顕微鏡を用いて上記(1)で調製された試料の分散色を観察する。なお、この場合、対物レンズは倍率は10倍以上の分散染色専用のものを使用すること。

クリソタイルは $n_{\text{D}}^{25^\circ} = 1.550$ の浸液で赤紫～青、アモサイトは $n_{\text{D}}^{25^\circ} = 1.680$ の浸液で赤紫～青、クロシドライトは $n_{\text{D}}^{25^\circ} = 1.700$ の浸液で青の、それぞれ最も敏感な分散色を呈する。これらの最も敏感な分散色を示す浸液を選択し、石綿の種類を同定する。

この場合、観察視野数は、観察試料1個当たり20とする。

なお、分散色は、対象繊維状物質の屈折率と使用する浸液の屈折率の関係によって決定されるため、浸液の屈折率は使用の都度測定することが望ましいこと。

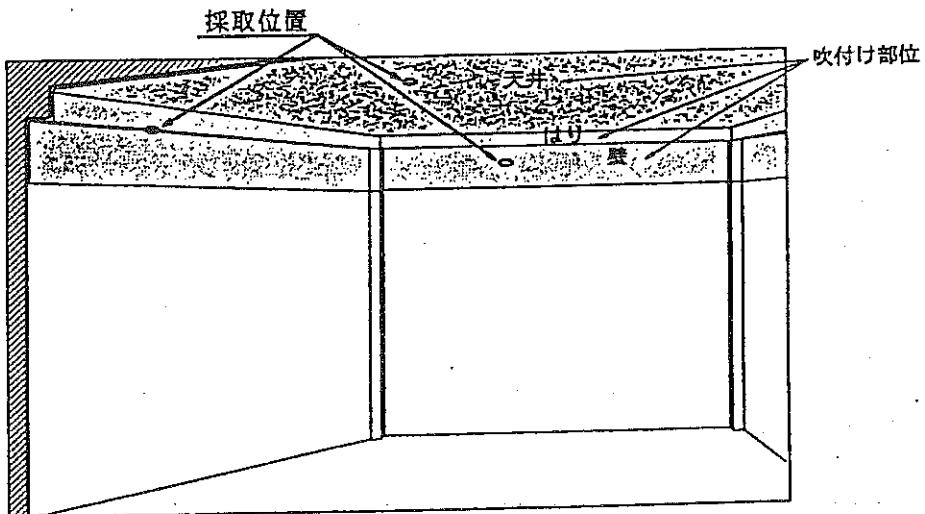


図1 天井、壁における採取位置の例

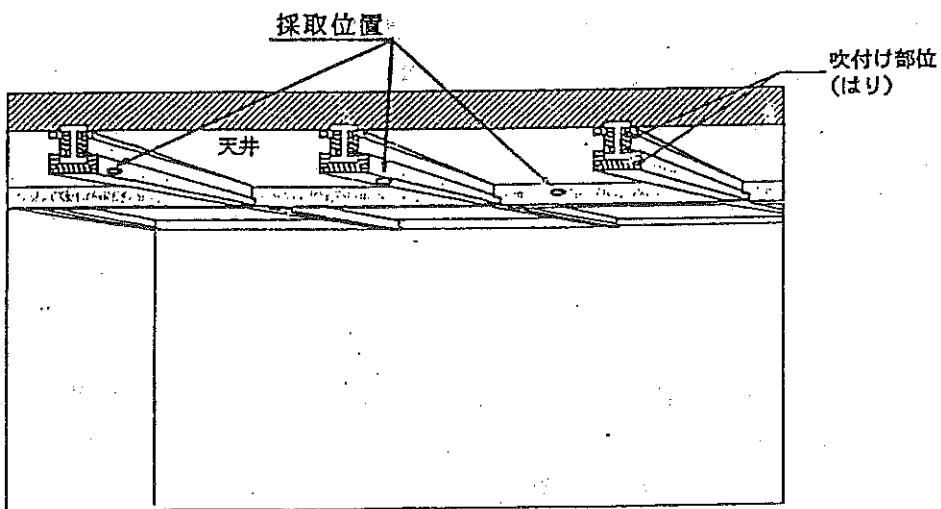


図2 耐火被覆された鉄骨における採取位置の例

(3) 上記(2)で石綿の種類に応じた分散色が確認されない場合は、石綿が含有されていないと判断する。

(4) 上記(2)で石綿の種類に応じた分散色が確認された場合は、次の第4により石綿の含有率の判定を行う。

第4 石綿の含有率の判定方法

1 エックス線回折分析用試料の調製

(1) 標準試料（石綿含有率1パーセントのクリソタイル、アモサイト、クロシドライト）の前処理

イ 上記第3で判明した石綿の種類について、標準試料100mgを正確に秤量し、容量が200mlのコニカルビーカーに入れ、純水40mlを加える。次に、メスフラスコ中で20パーセントに希釈したギ酸水溶液を調製し、そのうち20mlをこのコニカルビーカーに添加する。

ロ 超音波洗浄器を用いて標準試料を約1分間分散した後、30°C±1°Cに設定した恒温槽に入れ、30秒かくはん、1分30秒静置する操作を6回繰り返す。

ハ 直径25mm又は47mmのガラスフィルターベースを有する吸引ろ過装置にボアサイズ0.8μmのセルローズエステル白色メンブランフィルター（当該ガラスフィルターベースに適合する径のもの）を装着し、処理後の溶液を吸引ろ過する。なお、フィルターは吸引ろ過時にしわにならないよう十分水分を含ませた後に、吸引ろ過装置のフィルターホルダー（ガラスフィルターベース）にセットする。

また、フィルターサイズは、エックス線回折分析装置の試料台と同一のものを使用することが望ましいこと。

ニ フィルターを取り出し、自然乾燥させる。

ホ 乾燥後、酸処理による溶解残さをエックス線回折分析用標準試料とする。

(2) 採取試料の前処理

イ 上記第3の1の粉碎試料100mgを正確に秤量し、容量が200mlのコニカルビーカーに入れ、純水40mlを加える。次に、メスフラスコ中で20パーセントに希釈したギ酸水溶液を調製し、そのうち20mlをこのコニカルビーカーに添加する。

ロ 上記(1)のロからホに掲げる操作を行い、エックス線回折分析用の試料とする。

2 エックス線回折分析方法による石綿含有率の判定

上記1で調製した試料を同一条件の下でエックス線回折分析を行い、ピーグ値の大きさを比較することにより、1パーセントを超えるか否かを判定する。

第5 試料採取に当たり留意すべき事項

1 吹付け材及び吹付け材施工の方法

試料採取に当たっては、吹付け材及び吹付け材施工の方法として次に示すものがあることに留意すること。

- (1) 吹付け材には、工場で配合したものと現場で配合したものがあるが、いずれも現場で吹付け機械により施工されるので、吹付け材が不均一になっている可能性が極めて高く、石綿が含有されている吹付け材でも試料の採取方法によっては、石綿が含有されていないと判定される場合があること。
- (2) 大型の建築物においては、施工が2業者以上となる場合があり、この場合、施工業者によって、吹付け材の種類が異なるときがあること。

2 吹付け材施工部位について

石綿含有吹付け材は、主として耐火被覆、結露防止、断熱又は吸音を目的に使用され、鉄骨構造の建築物、工場、学校及び体育館等並びに建築物内の機械室等の天井、壁、柱、はり等に施工されている可能性が高いこと。

3 その他試料採取に当たり留意すべき事項

- (1) 石綿除去を前提として試料を採取した箇所は、そこから石綿粉じん等が飛散しないように、粉じん飛散防止剤を散布しておくこと。
- (2) 除去作業を行うかどうか不明の場合は、ロックウール等で補修しておくこと。
- (3) 試料を採取する場合には、防じんマスクを着用すること。
- (4) 天井等から、試料を採取する場合には、墜落・転落防止対策に配慮すること。
- (5) 上記第2に掲げる方法により採取した試料について、分析機関に対して、石綿の含有率の判定を委託する場合は、特に、その密封されている試料を混合した上で分析するよう依頼すること。

米社の信託基金

卷之三

46.8.24 M

患者うち11人に最高
6600ドル

高がくる原因にも
トバクトル 説教の天
然物。説教 断続性と實
現、タベルや西語のハ
ーク、ハーブ、石油アト
ームのソース配分を約
000の組合せで、数えん
を大体の組合せで、各政
府が公認するかの標準
規格を定めた。大抵は日本
は英米風の標準を採り、
出を規範としている。規格
の一例を示す。アバクトル
規範を採りつた。

アスベスト全面禁止をめぐるフランスの最近の動き

1996年11月27日

真下俊樹（市民エネルギー研究所）

アスベスト製品をほぼ全面的に禁止

- 1996年7月3日、フランス政府はフランス国内における「アスベストを含む製品、とくにアスベスト・セメントの生産、輸入、および販売を禁止する」とするデクレ（政令）を発表した。（施行は1997年1月1日）
- 同時に、温石綿の曝露許容量を100fibre (0.1f/m³)に引き下げた。
- ただし、「害がより少ない」製品が存在しない製品類（たとえば負荷の大きいトラックのブレーキ・ライニング、防火服）には例外措置が設けられている。

A. 政治的・社会的背景

1994年以降、多数の反アスベスト団体が結成された。マスコミも注目するようになり、建物に用いられているアスベスト材に対する一般大衆の不安はパニック状態に達している。

1996年6月に反アスベスト団体ANDEVA（Association Nationale de Défense des Victimes de l'Amiante=アスベスト被害者擁護全国会）が法廷闘争を開始。その数日後に禁止が発表された。この民事訴訟は、建物に用いられているアスベスト材の危険性を訴えるとともに、フランスにおけるアスベストの全面禁止の実施延期を共謀して行ったとする個人、政府、業界、学術機関を相手取って起こされた。

1995年には、新内閣の誕生、ストライキの頻発による全国的麻痺、太平洋での核実験に対する国際的抗議があつた。

B. フランスの業界の反応

フランスのアスベスト業界は、政府の決定に抗議しないことを決定している。

ただし、製造施設の転換には時間がかかり、社会的インパクトも大きいとして、1997年1月1日という規制実施の延期を政府と交渉中。

フランスでアスベスト禁止に至った経過

1. 1993年4月

「アスベスト禁止連合（Ban Asbestos Coalition）」設立（本部：フランス）。アスベスト反対宣言『アスベスト黒書（Le livre noir de l'amianto）』を出版。すべてのアスベスト採掘、製造、使用の世界的禁止と、既設アスベスト材の即時かつ全面的撤去を要求。

1994年3月、ブラジルでアスベスト禁止国際会議を開催。ラテン・アメリカでの運動拡大を支援。この会議に参加したヨーロッパ専門家の多くがフランスでのアスベスト禁止運動を進めた。とくに、アスベスト禁止連合が送ったフランスの労働組合の繊維関連健康障害専門家は、今回の禁止措置の根拠となつたINSERM報告の顧問も務めた。

2. 1994年4月

低密度アスベスト材を用いた校舎で長年教務に就いていた多数の学校教師が肺ガンで死んでいるとの報告が発表され、マスコミで騒がれた。死亡した教師の遺族は、未必の故意による殺人でフランス政府、アスベスト製品製造業者、建物の管理者を相手取って提訴した。

3. 1994年10月

パリ大学第7分校（ジュッシュー）で、校舎に多用されているアスベスト材が建築労働者や大学職員・

学生の間で大きな問題になった¹。学内に「反アスベスト・ジュッシュー委員会 (Comité Anti-Amiant Jussieu)」が結成され、アスベストの害と早急な改善を訴えた。

4. 1995年4月

「反アスベスト・ジュッシュー委員会」が「公衆衛生問題としてのアスベスト」と題した記者会見を開催。The Lancet誌にアスベストに曝露した建物の修改労働者の死亡率増加の推計を発表したイギリスの疫学者ジュリアン・ピート (Julian Peto) 博士など、多数の科学者がアスベストの危険性を指摘した。

5. 1995年5月

多数の市民団体が共同記者会見を開催。その中でアスベストの危険性と建物の既設アスベストの除去、アスベストの全面禁止を訴えた。

6. 1995年6月

フランスの大衆科学雑誌「科学と未来 (Science et Avenir)」誌がアスベスト問題の特集を組み、フランス政府と業界が共謀してアスベストの真の危険性をフランス国民に隠していると指摘。

7. 1995年7月

フランス政府がINSERMに対し「世界で発表されている科学文献にもとづいて」アスベスト被曝とともに伴う健康被害の危険を完全かつ詳細に再検討するよう要請

8. 1995年9月

「科学と未来 (Science et Avenir)」誌の特集号にもとづいて、国営放送「フランス2」がテレビ番組「猛毒、アスベスト」を放映。

9. 1995年10月

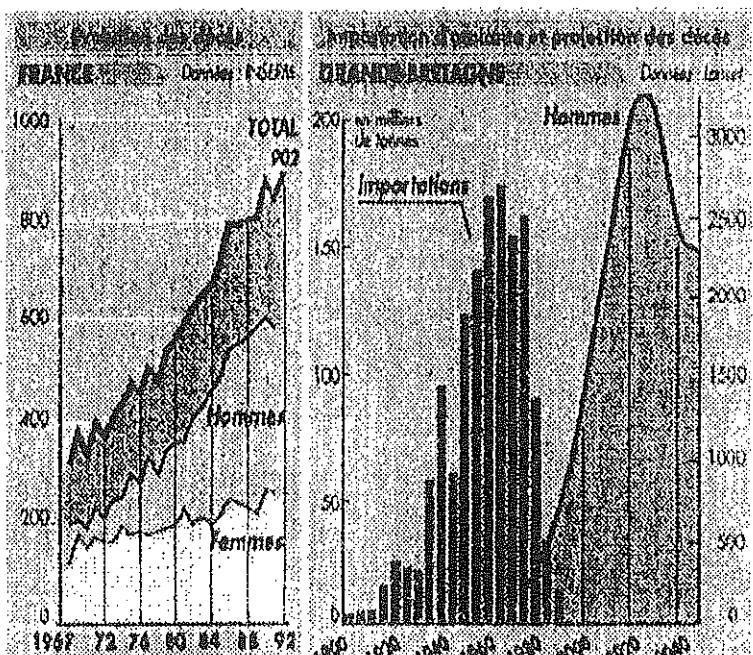
市民団体とマスコミの強い圧力に曝されて、フランス政府は全国のアスベスト使用建物の登録を行う立法と、既存アスベストに対する監視・改善計画を実施する考えを発表。

10. 1996年2月8日

前年10月の決定に基づき、アスベストを規制する2本のデクレ (政令) が施行された。その内容は以下の通り。

a. アスベスト材使用状況の調査義務

悪性中皮腫による死亡件数 (推計)



右側のグラフで、棒グラフはイギリスの年間アスベスト輸入量 (左軸: 千トン)、曲線はジュリアン・ピート博士によるイギリスの死亡件数の推計と予測 (右軸: 人)。左側のグラフはフランスのINSERM (国立保健医療研究所) が行ったフランスにおける死亡件数の推計。階層グラフは上から合計、男性、女性 (人)。(Le Monde, 1995.05.31)

¹ ジュッシュー校は、フランスの最大の大学・研究施設のひとつで、45万m²のキャンパスに学生6万人、教職員1千人を擁する。建物は1960年代に建設され、アスベストを含んだ天井や吹き付け断熱の総面積22万m²にのぼるといわれている。1970年代に一部でアスベスト除去作業が行われたが、飛散防止や作業にあたった移民労働者の安全対策がほとんど行われていなかっただため、問題となつた。

行為が1)の住宅用建物を除き、建物の所有者はアスベストを含むフローラ加工および断熱加工が行われていないかどうかを調査しなければならない。調査の期限は次の通り。

1950年1月1日から1980年1月1日（アスベストが多用された時期）に建設された建物のうち、

- 学校、幼稚園および未成年者の寄宿施設は、1997年1月1日まで
- 保健衛生施設、社会施設、刑務所および事務所は1997年7月1日まで
- それ以外の建物については、1998年12月31日まで

1950年1月1日以前に建設された建物は1999年12月31日まで

1980年1月1日以降に建設された建物のうち

- 未成年者を受け入れる建物は1999年1月1日まで
- 事務所用の建物は1999年6月30日まで
- その他の建物は1999年12月31日まで

ジャック・バロー Jacques Barrot 厚生大臣は7月3日に、「今後は「天井ボード、移動隔壁、アスベスト・ボール紙など半固体材」に調査を拡大すると述べたが、現在まで何ら具体的な措置は取られていない。

b. 除染義務

調査の結果、アスベスト繊維が空気1リットルあたり25本以上検出された場合は、除染工事を行わなければならない。

c. 許容基準の引き下げ

職場における温石綿の曝露許容量を、次のように二段階で引き下げる。

1. 1996年2月以降0.3fib/ml
2. 1998年2月以降0.1fib/ml

11. 1996年2月

ANDEVA結成。アスベストの危険を訴えるとともに、アスベスト被害者に対する損害賠償請求運動を開始。フランス政府、上記の新措置を実施。

12. 1996年3月

フランス・ガン影響死亡率ネットワーク (France cancer incidence et mortalité=Francim) が健康総局 (DGS) の紀要で、「1979~90年に悪性中皮腫の発生率が3年ごとに25%ずつ増加している」との調査結果を発表²。550万人が住む7県でガン死者の記録をもとに統計分析した結果、1979~81年には10万人に対して1人だった悪性中皮腫の発生率が、82~84年には1.7人、85~87年には2人、88~90年には2.2人と増加していることが分かった。1990年代初頭の悪性中皮腫の新規発生数は、フランス全土で年間600人と推計。

13. 1996年6月

6月23日、ANDEVAは、アスベスト業界と科学者、政府が、アスベストの健康に対する危険性を知りながら、共謀して建物内のアスベストの規制強化とアスベスト使用の全面禁止を遅らせたとして、民事訴訟を開始。

14. 1996年7月2日

7月2日、フランス厚生省が依託し、6月21日に提出されていたINSERM³の中間報告の要約が公表された。その骨子は以下の通り。

² F. Menegoz et al., « Incidence du mésothéliome dans les registres des cancers français — Estimations France entière », *Bulletin épidémiologique hebdomadaire*, n° 12, 18 mars 1996.

³ 「主要なタイプのアスベスト曝露が健康におよぼす影響 (Effets sur la santé des principaux types d'exposition à l'amiante)」

INSERMの構成委員のうち少なくとも3名は業界が作っているアスベスト常設委員会 (Comité permanent amiante) の関係者である。Le Monde紙は「アスベストの全面禁止を求める委員と、『管理された利用』を主張する委員の双方に配慮した妥協の産物」と評している。

- 「空気中、飲料水中、および食品中のアスベスト繊維の一般的なレベルは、おそらく今世紀はじめよりも高くなっています。アスベスト繊維を含む構造物（船舶、建物、乗り物、水道管など）の解体、近隣の産業施設からの汚染、アスベストを含む物質の蓄積、アスベストの吹き付けが行われた非常に多数の建物のために、現在も上昇を続いていると思われる。」
- 「温石綿も含め、あらゆるタイプのアスベストが悪性中皮腫を誘発する疑いがある。」
- 一般に、悪性中皮腫は「今日、曝露状況が断続的であった職業労働者に関する。」
- 温石綿を扱う労働者は、たとえ曝露レベルが低くとも（たとえば 0.1 f/ml）重大な危険がある。
- 「アスベスト発生源に近い地域における近隣被曝にともなうガン、とくに胸膜中皮腫が発生する可能性のあることは、多数の研究が明確に示すところである。」
- 「1960 年代に被害を受けた主要な職種はアスベストを生産・使用する業種だったが、80～90 年代に最も被害が多いのは板金工（造船労働者を含む）、配管工、建築労働者、電気工である。」現在「危険」とされる職種は「溶接工、港湾労働者、研究所職員、ペンキ・内装工、宝石工、仕上げ工、自動車機械工、鉄道労働者など」である。
- 「現在、校舎ならびに都市環境における受動的被曝にともなう健康への影響に関して判断を行うに足る直接の疫学データはまったくないが、それを以てそうした危険が存在しない、あるいは小さいとするることはできない。」
- 「0.6 f/ml の継続的な曝露（1,920 時間）を受けた 20～65 歳の労働者の場合の追加的死亡件数は 1 万人当たり 30 人、「5～20 歳の学齢期に 0.025 f/ml の受動的曝露を継続的に受けた場合」の追加的死亡件数は 1 万人当たり 3 人と見積もられる。」
- 「1996 年のフランスに関して、アスベスト曝露に起因する死亡件数はおよそ 1,950 件（悪性中皮腫 750 件、肺ガン 1,200 件）と見積もられ、全部とは言わないまでもそのほとんどが、職業上もしくは準職業上の条件下での曝露によって説明されることは議論の余地がない。」この推計値は「現実の死亡件数の下限」である。

15. 1996 年 7 月 3 日

INSEERM 報告公表の翌日、フランス政府は緊急閣議を開いて同報告を検討した後、アスベストを含むほぼすべての製品の製造、輸入および使用を 1997 年 1 月 1 日以降禁止すると発表した。

16. 1996 年 11 月

パリ交通公団の地下鉄運転手組合が、アスベストの使用状況と安全性の確認を行う調査を要求してストライキを行なった。

今後の問題

- 既存のアスベスト材の使用状況調査の進捗とその撤去問題
- 政府、業界、専門学者の責任追及（未だの故意による傷害・殺人） 現在フランスでは、アスベスト問題を「第二の薬害エイズ」と見る見方が一般的である。
- アスベスト被害者の障害問題

